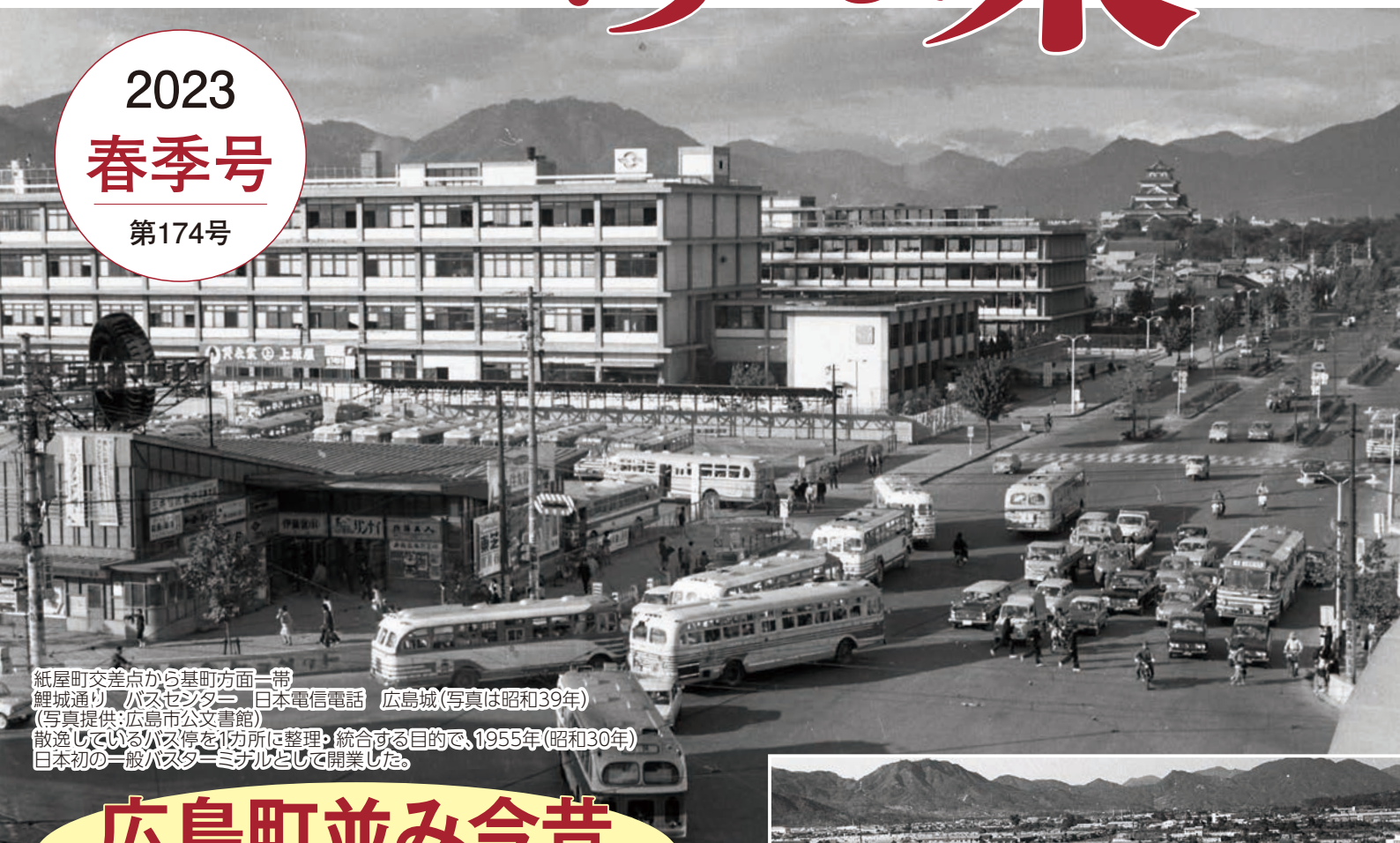


ひろしま東

2023
春季号

第174号



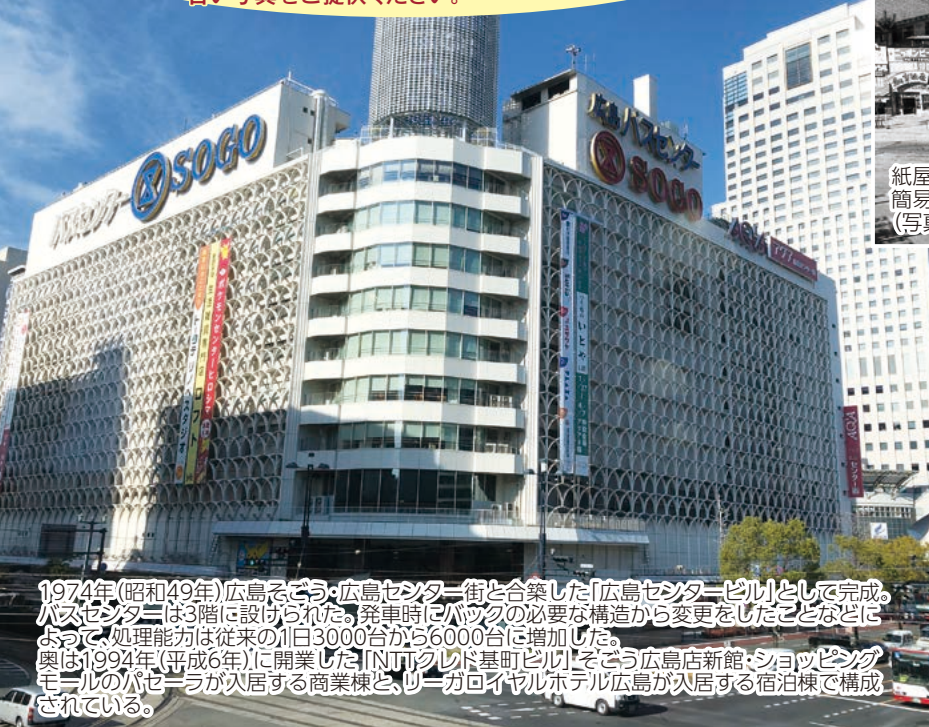
紙屋町交差点から基町方面一帯
鯉城通り バスセンター 日本電信電話 広島城(写真は昭和39年)
(写真提供:広島市公文書館)
散逸しているバス停を1カ所に整理・統合する目的で、1955年(昭和30年)
日本初の一般バスターミナルとして開業した。

広島町並み今昔

※会員の皆さんがお持ちの広島東税務署管内の
古い写真をご提供ください。



紙屋町交差点 マッカーサー道路 市民病院 中国電信電話会館
簡易住宅 西練兵場跡 ガスビルグリル(写真は昭和27年)
(写真提供:広島市公文書館)



1974年(昭和49年)広島そごう・広島センター街と合築した「広島センタービル」として完成。
バスセンターは3階に設けられた。発車時にバツクの必要な構造から変更をしたことなど
によって、処理能力は従来の1日3000台から6000台に増加した。
奥は1994年(平成6年)に開業した「INTECレド基町ビル」そごう広島店新館・ショッピング
モールのパセーラが入居する商業棟と、ツェーカロイヤルホテル広島が入居する宿泊棟で構成
されている。



■1月24日 ANAクラウンプラザホテル 新春講演会・新入会員歓迎名刺交換会

1月24日、ANAクラウンプラザホテル広島において、「新春講演会・新入会員歓迎名刺交換会」が3年ぶりに開催されました。広島東税務署長藤木様をはじめ、広島東税務署、中国税理士会、取扱保険三社より11名のご来賓にご臨席を賜り、合計102名のご参加がありました。

第一部では大和証券(株)金融市場調査部シニアエコノミスト山本賢治氏に「2023年の日米金利・経済の見通し」という演題でご講演いただきました。昨年12月に行われた日銀のサプライズ発表の要因はウクライナ情勢と安倍元総理の死去によるパワーバランスの変化であるとの



第一部講演

山本賢治氏
大和証券
金融市場調査部
シニアエコノミスト



見方を示され、大変興味深い内容でした。また、今後を予測するためには、米国FRBの金融政策動向に着目する必要がある。FRBでは昨年、金利上昇への暴風が吹いた。今年は「いつ」利上げを止めるかが注目される。そういった世界的動きや、日銀総裁の交代など国内の動きもあり、その中で日本はどう判断するか？大変不確実な環境の中、広い視野を持って予測する必要があると感じました。さて、本年度広島東法人会ではこれまで146社の新入会員を迎える事ができました。組織委員会



はじめ会員増強活動にご尽力いただいた全ての皆様への感謝申し上げます。

第二部の新入会員歓迎名刺交換会には13名の新入会員が参加され、多くの皆さんとの懇親を深めていただくと共にステージにて会員バッジの贈呈及び自己紹介をしていただきました。実際にお会いしてお話しする事の大切さを実感した一日でもありました。

（総務委員 山本昌宏）

新入会員オリエンテーション



1月24日、ANAクラウンプラザホテル広島において、新入会員11名及び広島東税務署・取扱保険会社3社の方が出席し、新入会員オリエンテーションを開催しました。野坂会長のご挨拶の後、徳納研修委員長による法人会の概要説明、今西厚生委員長による福利厚生制度の説明が行われました。またパワーポイントをを使った広島東法人会の活動内容も紹介され、法人会への理解を深めていただける有意義な時間となりました。

（総務委員 山本昌宏）

CONTENTS

目次

〈表紙〉 広島町並み今昔 紙屋町周辺	1
新春講演会・新入会員歓迎名刺交換会・新入会員オリエンテーション	2
青年部会 設立30周年 記念式典・祝賀会・法人会全国大会千葉大会	3
国税局長講演会・広島東税務署長講演会	4
各種表彰者・優良申告法人表敬	5
税制改正に関する提言（要約）	6
法人会全国青年の集い沖縄大会・青年部会例会・租税教室	7
青年部会活動	8
税に関する絵はがきコンクール	9
女性部会 第二回定例会・社会貢献活動	10
理事会・三者連絡協議会・新設法人説明会	11
新入会員の紹介	12
税理士業務アラカルト	13
研修旅行・大人の遠足 ミニ	14
税務署からのお知らせ	15
会員企業のお店紹介	16
事務局より・季問予報・編集後記	17
	18

青年部会 設立30周年 記念式典・祝賀会

広島東法人会青年部会は平成2年の発足以来、コロナ禍のため2年遅れましたが、30周年を迎えることが出来ました。これもひとえに、これまで私たちの活動に深いご理解と、暖かいご支援・ご協力を賜りました、税務ご当局をはじめ、親会、受託3社、歴代部会長及びOB・OG、そして現役会員の皆様のおかげと心より感謝申し上げます。

また、本会設立に当たり多大なるご苦労をいただきました親会関係者の皆様、先輩諸兄、更には設立当初の活動意義を受け継がれ30年に亘り継承下された先輩諸兄に対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第です。我々現役会員は、先輩諸兄が築けた租税教室等による事業を継承し、発展させ、次代へと伝承していかねばいけません。今後、大きな課題の一つである会員減少の問題も乗り越え、今後40年、50年とこの会を継続させるためには、時代の変化に対応した運営をし、そしてこの会の良さ、素晴らしさを皆様に提供していきながら、今後も魅力ある事業をしていくという気概で、今後新たな一歩を踏み出して参りたいと思います。皆様にはこれまで以上のご指導ご鞭撻をあらためてお願い申し上げます。辞とさせていただきます。

(青年部会長 中村栄二)



第38回 法人会全国大会 千葉大会

10月13日、千葉市の幕張メッセにて「第38回法人会全国大会 千葉大会」が3年ぶりの対面形式で盛大に開催され、当広島東法人会からは野坂会長ほか2名が参加。

記念講演ではテレビでお馴染みの安藤優子さんによる「女性がテレビで働くということ」と題して、女性キャスターの草分けとしての覚悟や政治家との逸話等盛りだくさんの講演がなされた。

阪田 渉 国税庁長官の来臨を賜り、大会会長の歓迎の挨拶で始まった大会は予定通り進行し、主要議題である税制改正提言の報告では、中小企業の活性化・事業承継に資する税制措置のほか、国債で賄ったコロナ対策費の返済計画や、中福祉・中負担への転換、インボイス制度の周知等多くの提言が成された。最後に来年度群馬大会のPRで締めくくられた。

(広報副委員長 市原洋三)





広島東税務署長
藤木達也氏

広島東税務署長講演会

11月10日、ANAクラウンプラザホテル広島にて、藤木達也広島東税務署長にご講演頂きました。
「これからの社会に向かって、正直な人が損をしないために」と題しまして、税の歴史、査察・徴収の現場でのご経験談を交えながら楽しくお話くださり、興味を持って学ぶことができました。
クイズ形式で査察(マルサ)の仕事を紹介くださり、脱税の後の徴収、

差押えとなった場合の公売事例から、脱税は必ず損をすることであると改めて確認しました。
また、職場における生産性の向上について、心のコントロール(アンガーマネジメント)の実践で、企業経営にも役立つこともご紹介いただきました。
税の大切さ、そして税から逃れることが自分にも社会にも良くなるならぬ、税の必要性を学ぶことができました。
(青年部会 広報副委員長 上野浩司)



広島国税局長
細田修一氏

国税局長講演会

10月26日、リーガロイヤルホテル広島にて、細田修一広島国税局長による「税務行政とデジタル・トランスフォーメーション」と題しご講演をいただきました。
歳出と税収の財政の現状や、e-Taxでの法人税申告や所得税申告の確定申告の現況などを説明していただきました。税務行政の取組では、税務手続きが納税者自身による自宅からのe-Taxがスタンダードになってきて、スマホで確定申告や決算報告と利便性も向上しており、自動的に読み取るスマホ申告の利用

も3年で約7.5倍にもなっているそうです。あらゆる手続きが税務署に行かなくてもできるような仕組みが作られてきて、デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務のあり方の抜本的な見直しを図られてきていることを大変興味深く聴講させていただきました。
今回の講演で、今デジタル化によって申告や納税が格段に効率化され納税者の利便性が向上している様子や、法人会の活動も紹介いただき、法人会活動の大切さも再認識することができました。
(広報委員長 福田寿文)

各種表彰者

財務大臣表彰

10月26日

野坂 文雄 (株)もみじ銀行

広島国税局長納税表彰

11月9日

奥芝 隆 三吉屋食品(株)

広島東税務署長表彰

11月15日

黒木 敬介 ノワール税理士法人

広島東税務署長感謝状

11月15日

佐藤 正樹 (株)サンネット
小川 洋右 (株)千歳屋商店

中学生の税についての作文

〈広島東法人会 会長賞〉

学校法人安田学園 安田女子中学校 新田 未来さん

中学生の税についての習字

〈広島東法人会 会長賞〉

広島市立戸坂中学校 平田 紗彩さん

広島市優良技能勤労者表彰

河口 勲 田中電機工業(株)

松浦 広幸 広越(株)

杉上 司 (株)ホライズン・ホテルズ広島ホテル事業所

A N Aクラウンプラザホテル広島

八洲制御システム(株)

小川精機(株)

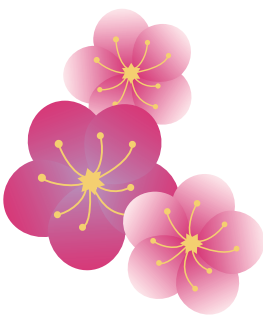
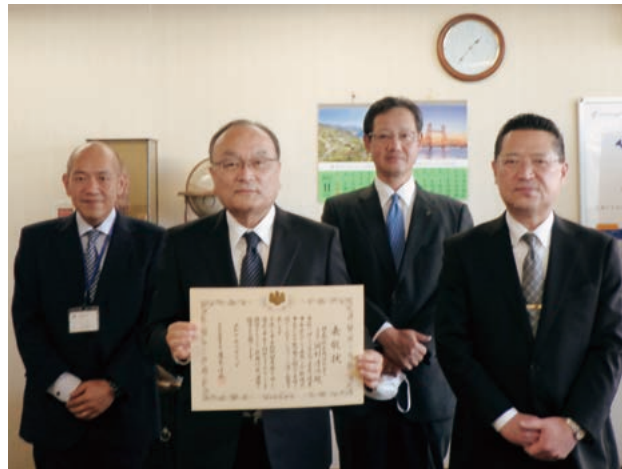
花戸 裕司

跡部 春紀 (株)シリウス1

近藤 紀男 (株)リマック

優良申告法人表敬

長年にわたって税に対する正しい認識と、深い知識をもって適正な申告と納税に努められたとして、藤木広島東税務署長が株式会社バスセンターを訪問され、表敬状が手渡されました。



ひろしま銘菓

川通り餅

御菓子処 亀屋

令和税制改正に関する提言要約

全国法人会総連合

〈基本的な課題〉

1. 税・財政改革のあり方

○コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
○すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

○これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなつたわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえず、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能は正常化せねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」に

より可能な限り抑制するしか方法はない。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。1年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリクの普及率「至ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者としてでない者によりハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す必要がある。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなど、現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず魂より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の

抑制。
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
(4) 積極的な民間活力度入を行い成長につなげる。

4. マイナバー制度について
○マイナバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

○我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないという企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

○我が国企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組みんでいく企業が、持てる能力を十分に発揮できるように税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1、600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となつては適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となつている適用期限を延長する。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度等)を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫つた申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となつてきていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しては要件を緩和するなど配慮すべきである。
③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し
3. 消費税への対応
○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。軽減税率の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっていないと言われている。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業や倒産に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となり影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発して、地方が不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体においても広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せず、高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納

税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

○これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

○また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組みを強化しなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

Ⅰ. その他

1. 納税環境の整備

○欧米などの制度や議論の動向を見極めて、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

2. 所得税関係

(1)所得税のあり方

(2)基礎控除としての財源調達機能の回復

(3)各種控除の見直し

○各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

3. 個人住民税の均等割

○地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1)現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することなどに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1)役員給与の損金算入の拡充

(2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

(1)基礎控除としての財源調達機能の回復

(2)各種控除の見直し

(3)人的控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

3. 個人住民税の均等割

○地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1)現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することなどに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2)制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

(3)贈与税の基礎控除を引き上げる。

(4)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据置きされているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に

5. その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使っている地方自治体に配分(令和4年度は500億円)されているが、その半分以上が使い残れ基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)電子申告

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使っている地方自治体に配分(令和4年度は500億円)されているが、その半分以上が使い残れ基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使っている地方自治体に配分(令和4年度は500億円)されているが、その半分以上が使い残れ基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使っている地方自治体に配分(令和4年度は500億円)されているが、その半分以上が使い残れ基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

令和5年度 税制改正提言

《令和5年度税制改正スローガン》

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

12月6日、野坂会長、長沼副会長、黒木税制委員長は松井広島市長及び佐々木広島市議長を訪問し、令和5年度の税制改正に関する提言を行いました。

また、12月9日、国会議員の平林晃氏の事務所に提言書を提出しました。



広島市長へ



市議会議員へ

第36回 法人会全国青年の集い 沖縄大会



11月24日、25日沖縄アリーナにて、「第36回法人会全国青年の集い沖縄大会」が開催されました。前回開催の佐賀大会同様、コロナ感染症対策の為、当初現地参加人数に制限がございましたが、藤井事務局長のご尽力により、13名参加させていただきました。

24日の租税教室プレゼンテーションでは、各単位会の熱意あるプレゼンを聞き、今後の租税教室に大変有意義なものとなりました。また、25日の記念講演では、財政健全化につながる健康経営の実践方法を吉村健佑先生にご教示頂き、早速実践可能な内容で大変勉強になりました。その後の大会式典では、情報交換を通じ全国の青年部会との連携強化をすることができました。今後も租税教育活動および健康経営に尽力してまいります。

(青年部会 異業種交流委員長 福本宏)

青年部会 9月例会



9月20日、Street base campにて、青年部会9月例会が開催されました。会場を活かし、BBQインスタラクターの向井秀樹様にご講演を頂き、その真髄はコミュニケーションであると学びました。

当例会は、新型コロナウイルスの蔓延状況が予測できない中、密室のリスクを回避しつつ、活発な懇親が図れるよう企画し、屋外且つ立席形式で実施いたしました。

向井先生のご指導の下、お肉を焼きながら語らい、色々なメンバーと情報交換ができ、「とにかく楽しかった」という感想を多く頂きました。

租税教室の実施には多くの協力者が必要となります。新しいシナリオでの教室実施の為に、更に多くのメンバーに積極的にご参画いただくべく、当例会を通じて機運を高めることが出来たと感じております。

(青年部会 組織委員長 小川裕介)

租税教室

今年度8校目、9校目の開催

9月21日、早稲田小学校2クラス、12月1日、安田小学校で2クラスに対し租税教室を開催しました。税金クイズ、DVD「マリンとヤマト不思議な日曜日」、1億円レプリカといった教材を活用し、税金の大切さを実感した授業となりました。

児童からのメッセージ

- ★この世界ってみんなが協力してできているんですね。
- ★もしも税金がなくなるといってるんな人が困ったりするから税についてもつときょう味を持ちました。
- ★1億円を持ってみると税金であつめられたお金の重みをあらためてじつかんしました。



(上)早稲田小学校
(下)左から 常川氏 一人空けて 木村氏、長谷川氏

安田小学校
左から 小川(裕介)氏、大村氏、廣田氏、北田氏

青年部会

■青年経営者勉強会



細川 匡氏

10月18日に、ひと・まちプラザにて開催された青年経営者勉強会に参加させていただきました。お話をさせていただいたのはデリカウイング株式会社・取締役会長の細川匡様でした。本で得た知識よりも、自らの失敗から得た知識の方がより強靱であるとお話は、実体験に基づくもので非常に言葉の重さを感じました。

またこの様に成功を収めたにも関わらず、なお向上心を失う事なく新たな事に挑戦し続ける姿勢に感動いたしました。

自分自身はお話の中にあつた、できない言い訳を考えがちなタイプですので、できるかどうかを考えるのではなく、どうやったらよりよくできるかを考える人間になりたいと思います。

とても有意義なお話を聞かせていただきました。
(青年部会 研修委員 北田高弥)



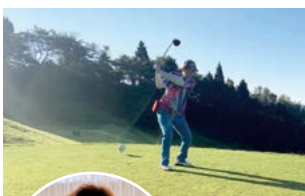
■ゴルフコンペ交流会

秋の深まりの気配がほんの少し感じられるようになった令和4年10月1日(土)、抜けるような快晴の中、青年部会懇親ゴルフコンペ交流会が東広島カントリークラブにて、多くのOBの先輩方々にもご参加いただき、計30名にて開催することができました。

中村栄二部会長の始球式により一斉にスタートし、だんだんと気温の上昇する中、レースも徐々にヒートアップ。皆様のご協力のお陰様で参加者全員元気にホールアウトできました。

優勝は松岡伸和副部会長、スコアは36、39のグロス75。記憶にも記録にも残る、熱くも楽しいよき一日となりました。OBの先輩方々とのよい交流の場を、今後も開催していきたいと思えます。

(青年部会 広報副委員長 上野浩司)



■12月例会



12月8日、広島大同生命ビル2階研修室にて、書道家 坂口赤道氏をお招きして「オンラインワンを貫く」と題した講演会が開催されました。

坂口赤道氏 書道家といっても様々な方々が様々な活動をされる中で、埋もれることなく、オンラインワンとして自身をどのようにして確立してきたかを熱くお話し頂きました。

これまでの人生で経験されてきたことを基に、パフォーマンスを交えながら目の前にある事象を、固定概念に囚われず多角的に見ることの大切さ、見え方・感じ方の変化を実際に体験し発見する事が出来ました。

懇親会は坂口氏にもご参加いただき「AO」で行い、坂口氏のメモリアルポエムなど豪華

景品が当たる大抽選会もあり年忘れにふさわしい締めくくりとなりました。

来年も皆様の笑顔があふれる一年となることを願っております。

(青年部会 厚生委員

小林淳行)

